

## 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書

原子力防災対策は、昭和36年に制定された「災害対策基本法」と、これに基づき中央防災会議が策定する「防災基本計画」及びこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた「地域防災計画」等により必要な措置を講ずることとしている。昭和55年6月には「原子力発電所等周辺の防災対策について（以下「防災指針」）」が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されている。

今般の東京電力福島第一原発事故では、初期対応「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」の運用、国民への情報開示、住民避難指示など政府の対応はすべて後手に回り、国内外に大きな不信を招くとともに、二次被害の拡大が危惧される。

いずれにしても、原子力発電に大きく依存するエネルギー政策から、再生可能なエネルギー開発の普及を進めるとともに、今日の前にある原子力発電所への対策が、決しておろそかになってはいけない。「宣言」だけではなく、「対策とその実行」こそが、大事である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、東京電力福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、「防災指針」の早急な見直しを図り、特に下記の事項について対策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 原子力安全規制については、少なくとも従来の想定をはるかに超えた東北地方太平洋沖地震・津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。
- 2 防災指針に示されたE P Zを改正し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域にとらわれない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。
- 3 原子炉設置（変更）の条件を見直し、地方自治体の同意を要する範囲を拡大すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月 3 日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝